令和4年9月30日

令和４年11月30日追記

蒲郡市観光バスツアー助成事業費補助金の概要

１　申請要件

|  |
| --- |
| 1. 申請事業者

下記①②の条件をいずれも満たす者。なお、同一事業者であっても支店ごとに申請が可能とする。* 1. 旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の登録を受けていること。又は道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の許可を受けていること。
	2. 暴力団及びその構成員に関係していないこと。
1. 対象となるバスツアー
	1. 補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型・中型・マイクロバスによる観光目的のツアーであること。
	2. １回あたり、１５名以上（運転手、添乗員は除く）が参加するバスツアーであること。
	3. 令和５年２月２８日（火）までに完了するバスツアーであること。
	4. 新型コロナウイルス感染症防止対策が実施できていること。
	5. 蒲郡市外の発着で市内指定施設に宿泊又は立ち寄るバスツアーであること。
	6. 日帰りツアーの場合は、⑤の条件に加え、次のアからウのいずれかの条件を満たすこと。
		1. 観光施設等１ヶ所訪問の場合

・一人１，０００円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用１件* + 1. 観光施設等２ヶ所訪問の場合

・一人１，５００円以上の市内飲食・弁当及び観光体験サービスの利用２件・一人２，０００円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用１件及び　ショッピング施設の利用（３０分以上の立ち寄り）* 1. 宿泊ツアーの場合は、⑤の条件に加え、市内の宿泊施設に宿泊すること。
	2. 立寄り及び宿泊施設の件数は、別施設での利用を１件として扱います。
 |

２　補助金の額

|  |
| --- |
| 1. 日帰りツアー（他市で宿泊する場合は、日帰り扱い）

バス１台につき、観光施設等１ヶ所訪問の場合　　　　１０，０００円　　　　　　　　観光施設等２ヶ所以上訪問の場合　　４０，０００円1. 宿泊ツアー

バス１台につき、　　　　　　　　　　　　　　　　　６０，０００円 |

３　ツアー催行期間

|  |
| --- |
| 令和４年１１月１日（火）から令和５年２月２８日（火）まで※補助申請受付　令和４年９月２９日（木）から　ただし、予算上限に達し次第終了となります。 |

４　上限設定

|  |
| --- |
| 補助金は１事業者につき、出発月各月毎において、１００万円までとする。 |

５　申請から助成金の支払いまでの流れ

|  |
| --- |
| ●９月２９日（木）申請受付開始　・申請必要書類：申請書（様式１・２）及び必要添付書類提出・申請後５日以内に交付決定書又は交付不可通知を行う。・旅行出発日の１週間前までの申請について、受付する。●１１月１日（土）ツアー催行開始　・ツアー実施日から１４日以内に実績報告書（様式６）を提出、確認後請求書に基づき補助金支払い・申請内容に変更がある場合は、申請書（様式５）及び必要に応じて申請書（様式２）の再提出●１２月頃　補助実績を確認後、１月・２月期の上限設定を定め、改めて設定●１月・２月期も同様の上限設定とする。●３月末　　バスツアー補助金の清算終了 |

６　その他

|  |
| --- |
| 対象要件等については、新型コロナウイルス感染症予防措置や申請状況により、変更となる場合があります。本補助金の交付に関する会計帳票は、５年間保管願います。 |

７　申し込み、問い合わせ

|  |
| --- |
| 蒲郡市観光協会　蒲郡市元町１－３（ナビテラス内）ＴＥＬ：０５３３－６８－２５２６　ＦＡＸ：０５３３－６８－３８７１メール：kankou@sk.aitai.ne.jp |